



平成 20 年 12 月 19 日

各 位

会社名 六甲バター株式会社
代表者名 取締役社長 塚本哲夫
本社所在地 神戸市中央区坂口通一丁目 3 番 13 号
コード番号 2266 大証 2 部
問合せ先 取締役人事総務グループ長 松江勇吉
電話番号 078-231-4681

内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 12 月 19 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。（改定箇所は下線で示しております。）

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令・定款・社内規程を遵守し、企業倫理を尊重した行動ができるよう「企業行動基準」を定める。法令等の遵守については、その徹底を図るため「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスの確立に向けての基本方針の策定、社内体制及びルールを整備等についての審議を行うとともに、法令等の違反の未然防止や発生時の適切な対応等コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓蒙活動を推進するものとする。

また、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては断固として対決し、その排除に努めるとともに取引関係等一切の関係を持たないものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」を定め、これに基づき、適切かつ確実に検索及び閲覧可能な状態でもって定められた期間、保存・管理するものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」を定め、事業上のリスク管理に関する方針の決定並びにリスク管理体制の整備、構築を行う。また重大な危機が発生した場合には、社長を本部長とする危機対策本部を設置し、迅速な初動態勢をとるとともに機動的かつ適切な対策を策定、実行するものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、月 1 回の定例取締役会を開催するほか、適宜臨時取締役会を開催するものとする。また、経営に関する重要事項については、事前に経営会議において議論を行い、その審議を経て、取締役会で決定をするものとする。取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めるものとする。また、年次経営計画を策定し、全社目標並びに部門目標を設定するとともにその進捗管理を行うものとする。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適性を確保するための体制

企業集団における業務の適性を確保するために、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営管理及び内部統制に関する担当部門を定め、関係部門と連携し、子会社における内部統制の実行性を高める施策を実施するとともに、必要に応じて子会社への指導・支援を行うものとする。また、子会社との不適切な取引又は会計処理を防止するため、必要に応じて当社の内部監査室、経理グループ、関係会社管理部門が連携し対応するものとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役スタッフを置くこととし、その使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、法令並びに「監査役会規則」及び「監査役監査基準」等に基づき、監査役会に報告するものとする。また、前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意志決定のプロセス及び業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議の他、販売会議等重要な会議に出席するとともに、承認申請書等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。また、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図るものとする。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性と適正性の確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、財務報告に係る内部統制の整備を行い、継続した運用、評価及び有効性向上のための取り組みを行うものとする。